定期券の払い戻しについて

●払い戻しは、定期券をお持ちいただいた日まで 使用したとみなし、払い戻しをいたします。

①1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月定期券の場合で、券面の使用開始日から7日までは、

日割計算となります(毎日乗車区間を1往復したとして計算)

(例1) 4/8 使用開始日で、新鉾田〜水戸の通学1ケ月定期を 4/14 に払い戻しに来られた場合。(7 日間使用と見なします)

24,530 円【発売額】-(820円【片道運賃】×2【往復】×7日)

-220円【手数料】=12,830円【払戻額】

※有効1ケ月の定期券は、券面の使用開始日から

8日目からは、払戻額のお取り扱いはできません。

- ②3ヶ月、6ヶ月の定期券の場合は、①の取り扱い以降の日(券面の使用開始日から
 - 8日以降)に、払い戻しに来られた場合、は月割計算となります。
 - (例2) 4/8 使用開始日で、大洗~水戸の通学 3ヶ月の定期を、5/17 に払い戻しに来られた場合。(2ヶ月使用したものと見なします)
 - 27,190円【発売額】-9,540円【1ヶ月定期額】-9,540円【1ヶ月定期額】

-220 円【手数料】=7,890 円【払戻額】

(例3) 4/8 使用開始日で、大洗~新鉾田の通学6ヶ月の定期を、

7/9 に払い戻しに来られた場合。(4ヶ月使用したものと見なします)

86,020 円【発売額】-45,400 円【3ヶ月定期額】-15,930 円【1ヶ月定期額】

-220 円【手数料】=24,470 円【払戻額】

※有効3ヶ月・6ヶ月の定期券の場合、

残り有効期間が1ヶ月未満の場合の払戻額の

お取り扱いはできません。